

# 東京都がん検診の精度管理のための技術的指針 改正点

## 1 国指針の改正に伴う変更

国指針改正点	都指針への反映箇所
(1) マンモ撮影時の医師の立会い不要	【乳のみ】第6 検診方法等、第11 検診実施機関、様式2
(2) 検診の利益・不利益の説明を行うことの重要性	【全がん】第5 受診勧奨
(3) 特に受診を推奨する者	【全がん】第2 検診対象者、第5 受診勧奨
(4) ブレスト・アウェアネスの普及	【乳のみ】第2 検診対象者、第7 検診結果の指導区分
(5) 技術的修正	【全がん】適宜対応する箇所を修正

※ 国指針の改正内容については、別添「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針の一部改正について」（令和3年10月1日付健発1001第1号）を御参照ください。

## 2 その他主な変更

(1) 【全がん】第7 検診結果の指導区分・・・文言整理
(2) 【全がん】第9 検診記録の整備及び精密検査結果の把握・・・精密検査の受診・未受診・未把握の定義を追加
(3) 【大腸のみ】第12 精密検査等・・・精密検査方法としての便潜血検査の再検は“避ける”から“行わない”に変更
(4) 様式類
【全がん】様式5 結果通知書・・・精密検査の際の持ち物について、自治体の実状に応じて適宜変更するよう注釈を付す
【胃】様式5-2 結果通知書・・・「2 要精密検査」 自覚症状ない場合→自覚症状 <u>の</u> ない場合
【肺】様式2 受診票・・・「1 がん検診を～」→「1 <b>肺</b> がん検診を～」
【大腸】様式2 受診票・・・検体採取日欄を1行から2行に変更（便潜血検査2日法のため2日分の記載欄を設ける）
【乳】様式2 受診票・・・設問9として、豊胸術実施の有無等を追加（上記1（1））

※ 変更の詳細は、資料2-3「東京都がん検診の精度管理のための技術的指針改正案 新旧対照表」にてお示ししております。